

## 長久手市都市計画マスタープラン（素案）の意見を募集します

### 1 案件名

長久手市都市計画マスタープラン（素案）

### 2 募集の趣旨

長久手市では、都市計画法第18条の2の規定に基づき、本市における都市計画に関して必要な事項を定める「長久手市都市計画マスタープラン」を策定しています。

本計画（案）についてご意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

### 3 募集期間

令和2年1月21日（火曜日）～令和2年2月21日（金曜日）

### 4 意見の提出ができる人

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体
- ③ 市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ④ 市内に存する学校に在学する者
- ⑤ 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

### 5 提出方法

提出様式は任意ですが、よろしければ意見書様式をご活用の上、次の①から⑤までを明記し、以下の(1)から(4)までの方法で提出してください。

なお、録音テープ、点字、代筆による提出も受け付けします。

- ① 住所または所在地
- ② 氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
- ③ 市内に事務所または事業所を有するときはその所在地及び名称
- ④ 連絡先（電話番号またはメールアドレス）
- ⑤ 利害関係を有する者にあつては、その利害関係を有する事実

- (1) 持参の場合  
都市計画課へ令和2年2月21日（金曜日）までに持参  
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (2) 郵送の場合  
〒480-1196（住所不要） 長久手市建設部都市計画課課  
令和2年2月21日（金曜日） 消印有効
- (3) FAXの場合  
0561-63-2100  
令和2年2月21日（金曜日） までに受信したもの
- (4) 電子メールの場合  
keikaku@nagakute.aichi.jp  
令和2年2月21日（金曜日） までに受信したもの

## 6 意見などの取扱い

- (1) 提出された意見の取扱い  
提出された意見については、内容を検討の上、策定の参考とさせていただきます。  
また、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方はホームページで公表し、意見の提出者への個々の回答は行わないものとします。  
なお、提出された意見の書面等は返却いたしません。
- (2) 個人情報の取扱い  
提出された意見について、個人情報保護条例により非開示とされる記述は公表いたしません。  
また、提出者の住所、氏名、電話番号（メールアドレス）についても公表いたしません

## 7 問い合わせ先

長久手市建設部都市計画課  
電話：0561-56-0622